京都市告示第418号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように 廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は,京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成25年1月21日

京都市長 門川大作

(廃止する農業用水路等)

(冼工) 公成未川小山 寸)	
路 線 名	起 終 点
松尾水0001号	西京区松尾東ノロ町1番地の5地先 西京区松尾東ノロ町6番地の27地先
松室水0033号	西京区松室追上ケ町48番地地先 西京区松室追上ケ町45番地地先
上桂水0037号	西京区上桂今井町15番地の2地先 西京区上桂今井町16番地地先
上桂水0039号	西京区上桂今井町22番地の2地先 西京区上桂今井町20番地の2地先
上桂水0040号	西京区松尾東ノロ町1番地の5地先 西京区松尾東ノロ町6番地の27地先
桂水0071号	西京区桂上野西町3番地の2地先 西京区桂上野西町1番地地先
	松尾水0001号 松室水0033号 上桂水0037号 上桂水0039号

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)